

2009年  
6月号

発行日 平成21年6月15日(第13号)  
(月1回/毎月15日発行)  
発行元 オフィスタ広報・宣伝部  
東京都新宿区西新宿5-8-1 第一とえビル

今月の特集:

- 特集1:『裁判員に選ばれたら』
- 特集2:『メンタルヘルス不調者の増加』

### オフィスタNEWS 第13号発行にあたって

みなさん、梅雨入りを迎えるこの季節、ジメジメした天気が多い中いかがお過ごしでしょうか? 一時はマスクが売り切れるほどの騒動だった新型インフルエンザも時間が経つにつれ、季節性のインフルエンザ同様、抗インフルエンザウィルス薬(タミフル・リレンザ)が有効であり、感染力は強いが毒性は強くないということが分かり、マスクを着用する人も少なくなりました。新型ということもあり、今後ウィルスがどのように変化するか予断を許さないとは思いますが、一段落ち着いたのではないかと感じ安心しております。

また6月は雨が多くなり通勤時における事故も増える時期ですので、雨の日には十分気をつけていただくとともに、鉄道・バスといった交通機関も遅れたりということが増えますので、ご就業中の方は天気予報などで翌日の天候をチェックしましょう。

“はたらきたいという気持ちを大切に “そして” 家庭もお仕事も大切に “

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援します。

今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでくださればと思います。



- オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか? オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. [info@offista.com](mailto:info@offista.com)  
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)  
FAX.03-5245-4640

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係  
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>  
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ  
※オフィスタNEWSバックナンバーも上記から閲覧できます。

(C)2009 OFFISTA

## ★☆☆特集1☆☆

### 『裁判員に選ばれたら』

オフィスタ広報・宣伝部

5月21日からいよいよ裁判員制度がスタートしましたが、そもそもなぜこの制度が導入されるのでしょうか？また、ご就業中のみなさまがもし裁判員に選ばれた際はどうすればよいのでしょうか？

これまでの裁判は検察官や弁護士、裁判官という法律の専門家が中心となって行われてきました。丁寧で慎重な検討がされ、またその結果詳しい判決が書かれることによって高い評価を受けてきたと思います。しかし、その反面で専門的な正確さを重視する余り審理や判決が国民にとって理解しにくいものであったり、一部の事件とはいえ審理に長期間を要する事件があったりして、刑事裁判は近寄りがたいという印象を与えてきた面もあったと考えられます。また、現在多くの国では刑事裁判に直接国民が関わる制度が設けられており国民の司法への理解を深める上で大きな役割を果たしています。そこで、この度の司法制度改革の中で国民の司法参加の制度の導入が検討され、裁判官と国民から選ばれた裁判員がそれぞれの知識経験を生かしつつ一緒に判断することにより、より国民の理解しやすい裁判を実現することができるとの考えのもとに裁判員制度が提案されたのです。

### ●裁判員制度では、どんな事件の裁判をするのでしょうか？

裁判員制度は地方裁判所で行われる刑事裁判について導入されます。裁判員裁判の対象事件は一定の重大な犯罪であり、例えば殺人罪・強盗致死傷罪・現住建造物等放火罪・身代金目的誘拐罪・危険運転致死罪などがあります。

刑事裁判は、全国で毎日行われており、平成18年には地裁だけで10万件以上の刑事事件の起訴がありました。すべての刑事事件に裁判員制度を導入すると国民のみなさんの負担が大きくなってしまうため、国民の意見を採り入れるのにふさわしい国民の関心の高い重大な犯罪に限って裁判員裁判を行うことになったのです。

### ●裁判員に選出された場合、お仕事はどうなるのでしょうか？

選ばれたことを公にすることは禁じられていますが、家族・上司など必要である者に伝えることは問題ありませんので選出された場合はご就業先の上長の方に報告してください。裁判員のお仕事に必要な休みをとることは法律で認められています（労働基準法7条）。また、裁判員として仕事を休んだことを理由に解雇などの不利益な扱いをすることは法律で禁止されておりますのでご安心ください（裁判員法100条）。

裁判員または候補者として裁判所に行く場合、休みを取ることは認められています。また、お仕事を休むことによって生じる損害に対しては日当が支給されます。その場合、有給休暇を取得した上で、日当を頂くことも問題ありません。

オフィスタでは裁判員に選出されたという方の報告は受けておりませんが、もしこのような場合はご一報くださいますとともに、ご就業先の上長にも報告はしておいたほうが良いでしょう。

（参考：裁判所WEBサイトより抜粋）

### 派遣クイズ

仕事上で付き合いのある方が急にお亡くなりになり、通夜と告別式の案内が届きました。自分とはあまり関係が深くはありませんが、通夜と告別式のどちらに参列するのが望ましいでしょうか？

- ① 通夜      ② 告別式      ③ 両方



（答えは最終ページ）

---

## 特集2

### ★☆☆『メンタルヘルス不調者の増加』★☆☆

オフィスタ広報・宣伝部

---

先日こんなニュースを目にしました。

『企業ではたらくカウンセラーの約7割が、職場でメンタル面の不調を訴える人が増加したと考えていることが（社）日本産業カウンセラー協会のアンケート調査で分かった。景気悪化の影響で、非正規労働者の一方的な契約解除などが多く、女性が対象となっている事例が6割を占めている。』といったものでした。

調査は平成21年4月から5月にかけて緊急に実施されたもので、過去1年間に見聞きしたり、相談を受けたりした職場のトラブルについて産業カウンセラーが回答した集計結果は以下のようなものでした。

雇用関連では「非正規労働者の一方的な契約解除」「退職勧告・ほのめかし」といった事例を約4割のカウンセラーが相談を経験。「自己都合退職の強要」も約28.7%に上りました。

福利厚生関連では「休暇が取れない」が55.1%。具体的には「次は自分が解雇されそうで休みを取りづらい」といった相談でした。

こうした職場環境の悪化を受け、「メンタルヘルス不調者が増加した」と70.6%のカウンセラーが回答。「モチベーションの低下」は66.9%、職場の人間関係や雰囲気悪化も約半数のカウンセラーが指摘したとあります。

また、民間調査機関の（財）労務行政研究所の発表でも、メンタルヘルス不調者が最近3年間で「増加している」とする企業は55.2%、特に従業員1000人規模の大企業においては70.8%が「増加している」と答えています。

特に増加が目立つ年代層は「30代」が最も多く51.9%、次いで「20代」が41.2%の順。

メンタルヘルス不調で1ヶ月以上休職している社員がいる企業は62.7%で、3年前の前回調査(50.9%)よりさらに高まりました。

ニュースを見ても未曾有の不景気の中、新型インフルエンザの脅威にさらされ、核実験を行う隣国からミサイルを海に打ち込まれ、年金が将来はまともに給付できないというような暗い話題ばかりです。そんな中、不安やストレスと日々戦いながら過ごしている方も少なくないと思います。オフィスタNEWS 先月号で紹介した「五月病と対策」にもあった通り、ストレスが溜まらないようにする事が最善の方法ですが、なかなかそうもいかず、様々な不調が症状として出た場合はご遠慮なくご相談いただければと思います。

---

### ★☆☆育児中ママさんお助けコーナー★☆☆

オフィスタ総合管理室

---

世界的な景気後退で大企業まで昇給なし、ボーナスカットという世知辛い昨今。節約の必要に迫られる人々が多い中で、人気を集めている食材が「もやし」だそうです。

現在「雪国もやし」で有名な雪国まいたけでは、2009年3月単月の出荷量が前年対比で15%アップしているとの事。

もやしはたんぱく質やビタミンCなどを含み栄養豊富でヘルシー。おまけに一袋30円程度と非常に安い。そんなもやしのレシピをご紹介します。

#### 韓国風もやしナムル

（材料）

もやし（出来れば大豆もやし） 2袋  
おろしにんにく 大さじ1杯  
ごま油 大さじ1杯  
塩 小さじ1杯強  
いりごま 大さじ1杯  
ブラックペッパー 少々

（作り方）

- ① 沸騰したお湯にもやしをいれて3分間程度ゆでます。
- ② ざるでお湯を切り、もやしを冷まします。
- ③ ボウルに移し、調味料を全て入れて手で混ぜ合わせたら完成です！  
（強く混ぜると豆が取れてしまうので注意）。

---

## ★☆☆オフィスタからのお知らせ★☆☆

オフィスタ総務部

---

### ●残業について

所定時間外労働を指す「早出残業」ですが、ハケンでも所定時間を越えて労働をした場合、もちろん残業として発生いたします。昨今の経済状況もあり、どの企業も社員・ハケンを問わず残業を減らす動きがあります。社員の方もサービス残業なるものが敷かれている現実の中で、ハケン社員のみなさまの残業を極力減らそうという努力を企業さまもされています。中には残業代も副収入源として積極的に残業に努めたいという方もいらっしゃるかもしれませんが、残業代もプラスアルファの収入源として想定するという時代ではないのかもしれませんが。幸いなことにハケン社員は残業代は全額支給されますが（正社員も本来はそうなのですが・・・）、ハケンのみなさまにとっては副収入的に想定していても、企業側に見れば残業代はある意味想定外の支出なのです。

正社員もハケン社員も同様かもしれませんが、**残業はあくまでその必要が求められる際に発生する労働です。そのため、残業を行う場合は事前に「残業をしなければならない理由」のもとに上長の許可を得るのが最近の通例です。上長から残業要請を受けたり、事前に許可を得て行った場合のみが「残業」と認められます。**

ひと昔前は残業も各自判断で、やってあたりまえ、事後承認あたりまえであったのが、ここに来て厳しくなっています。しかしここで考えていただきたいのは残業は法律上、通常の労働単価よりも割増しになります。その労働単価も必要最低限に減らそうという企業努力がそこにあるわけですから、本当にやむなく業務延長しなければならないときのみ必要に応じて残業をおこなっていただきたいと思います。労働力の提供の対価として給与を得るのが当然という考えから、企業経営における自身の企業貢献といった少々経営的な考えも踏まえたお仕事スタイルを常に念頭に置くこともこれからのハケンに求められる資質かもしれませんね。

スタッフのみなさまから残業について一番多い質問が、「上司の方に就業後に食事に誘われた場合は残業になるのでしょうか」、「会社で就業後に暑気払いがあり、誘われているのですがこれは残業になるのでしょうか」といったプライベートのふくみもある場合の相談です。結論から言うと、**この懇親会が「業務か否か」で残業かどうか分かります。**

**自由参加の懇親会であればプライベートと捉えるべきでしょう。この懇親会が大事なお客さまをお招きする等の必要性から業務の一環として設定されたものならば残業になります。**

業務か私的かの判断基準は「参加の絶対的な必要性があるかないか」だと思います。上長から「どうしてもこの懇親会に出席して欲しい。」といわれれば業務命令と捉えてもよいと思いますが、「よかったらこの懇親会に出席してみませんか。」ということであれば私的なお誘いと捉えるべきでしょう。就業後の宴の場も時に重要な業務の席である事もありますので、一概には判断が難しいところですが、判断が難しい場合はオフィスタ担当者または上長へ確認を試みるのが大事です。

先日あるスタッフの方から、「よかったら食事でもどうか」と上長に誘われたがあきらかに業務とは無関係の私的なご厚意でのお誘いであったが、「上長との懇親を築くのも円滑な業務遂行を行うための仕事の一環ではないか？」と尋ねられたことがありました。確かに円満な人間関係を築くことは組織の一員として必要不可欠なことです。解釈のしかた次第と言ってしまうとそれまでなのですが、「少なくとも上長との円満な人間関係を築くのは就業後の懇親に限らず、日々のお仕事の中でも培えるものであるし、必ずしも本件が絶対的に必要不可欠な状況とは判断できない」ということで「プライベート」と判断させていただきました。私的なご厚意を業務か否かとするのも少々無粋な気がしますし、この辺は法律規定よりも一般常識で判断していくのが正當なところでしょうか。

## ☆☆Q&Aコーナー☆☆

### 企業ご担当者さまより

**Q.** 業務が忙しくて60分のお昼休みが30分しか与えられない日がありました。労働者へ与える休憩時間の定めについて詳しく教えてもらえますでしょうか、またこのような場合は残業扱いとすればよいのでしょうか。

**A.** 原則として労働基準法上、所定の労働時間が6時間未満の場合には企業は労働者に休憩時間を与えなくても問題はありませんが、所定時間が6時間以上8時間未満は45分間以上、8時間以上は1時間以上の休憩時間を労働者へ与えなければならぬとされています（労働基準法第34条）。所定労働時間外を残業とする場合においては30分間は残業になります。もしくは他の時間に30分間の休憩時間を与えることが必要になります。

労働基準法第34条抜粋

### 第三十四条（休憩）

使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少なくとも四十五分、八時間を超える場合においては少なくとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りでない。

3 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

…<そのほかの気になるお仕事の疑問募集中>……

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝先生（神奈川県立産業技術短期大学講師）と馬場先生（馬場社会保険労務士事務所長）がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロードできます。

<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

## ☆☆ハケン業界・行政ニュース☆☆

### オフィスタ総務部

### ●子育て応援特別手当について

「子育て応援特別手当」は、全体の個人所得が減少しつつあるなど、厳しい社会経済情勢が続く中、幼児教育期の負担に配慮する観点から、幼稚園及び保育所に共通して通う年代である小学校就学前3年間の子を対象として、1人あたり3万6千円を支給することとなったものです。子育て応援特別手当（平成21年度版）が厚生労働省より概要公開されており、6/10付でQ&A集が発表されましたのでお知らせいたします。

#### 子育て応援特別手当 （平成20年度版）

- 支給対象となる子ども  
平成20年度において小学校就学前3年間（生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間）に属する子であって第2子以降である子ども。
- 支給額  
支給対象となる子ども1人あたり3万6千円。
- ※ 平成20年度第2次補正予算に基づく措置であり、各市区町村において申請受付中。

#### 子育て応援特別手当 （平成21年度版）

- 支給対象となる子ども  
平成21年度において小学校就学前3年間（生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間）に属する子ども。
- 支給額  
支給対象となる子ども1人あたり3万6千円。
- ※ 平成21年度補正予算に基づく措置であり、今後詳細を検討し、順次ホームページに掲載していきます。

（出典：厚生労働省雇用均等・児童家庭局

子育て応援特別手当室）

更に詳しい情報及び「子育て応援特別手当（21年度版）Q&A」と「子育て応援特別手当（21年度版）参考Q&A」はオフィスタ公式ホームページ「派遣ニュース」H21.6月16日付からご覧になれます。

<http://offistapress.1616bbs.com/bbs/>

オフィスタの派遣ニュース・コーナーでは、お仕事に関する情報や解説、業界関係ニュース、各省庁より発表された行政報道情報をお届けしております。  
<http://www.offista.com/press.html>

## ☆☆お仕事情報コーナー☆☆

広告代理店での経理のお仕事！

(派遣)

### 広告代理店での経理事務

大手広告代理店での経理事務ができる方を募集しております。ワード・エクセルの他に経理ソフト使用経験者。長期でのお仕事ですので、経理のご経験を生かしてはたらきたい方、いかがですか？

勤務形態：派遣 勤務期間：長期  
就業開始：7月上旬～中旬から勤務  
勤務時間：9:00～18:00（内休憩 60分）  
業種/職種：経理業務、その他補助事務業務  
勤務地：銀座線京橋駅から徒歩5分  
スキル・経験：  
経理ソフトを使った業務があるため経験者を募集します。（簿記一級または簿記二級取得者優遇）  
毎日の台帳管理や小口会計処理、伝票整理、決算などを行います。

このお仕事はメルマガ愛読をいただいている方だけにお届けしている非公開のお仕事です。  
エントリーはメールまたはお電話にて受付しております。

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<http://www.offista.com>

## ☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

エコポイント制度が導入され、買い替えをお考えの方、いらっしゃいますか？

私も家の中でそろそろ買い換えるものがないか考えました。そうだ、洗濯機だ！！洗濯時間が以前より短い気がするんです。

ただ短い気がするというだけで、壊れているという確たる証拠がなかったので、気になりつつも1年以上そのまま使っていました。もう10年近く使っているものですが、それでも買い換えようか、修理できるのか、と悩むところです。家電って、完全に壊れないと新たに買う決心がつかないんですよね。これをきっかけに、思い切って買い換えようと思い、電気屋さんでどれにしたら良いのか迷いに迷ってきました。きっかけとなったエコポイントの対象は、エアコン、冷蔵庫、地デジテレビだけでしたが、新しい洗濯機はエコポイントに関係なくウキウキするものでした。

Reiko 記

### オフィスタ NEWS 第 13 号作成委員

編集長 kazuyo オフィスタ広報・宣伝部  
編集 naosan オフィスタ総合管理室  
監修 makoto オフィスタ総務部  
執筆 SANO オフィスタ広報・宣伝部  
Reiko オフィスタ総合管理室  
協力 大滝岳光社会保険労務士事務所  
参考 H21年5月4日付 産経新聞

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>…

★お問い合わせ先

●配信停止

<http://www.offista.com/mailout.html>

●メールアドレス変更

<http://www.offista.com/melmaga.html>

●プライバシーポリシー

<http://www.offista.com/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<http://www.offista.com/melmaga.html>

### 派遣クイズの答え：②告別式

お通夜の本来の意味は親族や家族同様に付き合っていた方々が集まって行われる内輪の儀式です。告別式は家族、親族だけではなく関係の有る方が故人に別れを告げる儀式です。その為、仕事上で故人との関係が深くない場合、どちらかといえばお通夜よりも告別式のみ参列するのが望ましいと考えられます。

しかし、仕事上の関係の場合は他にも職場で参列される方がいらっしやると思われますので、上司や周囲の方へ相談した上でどちらに参列するかを考慮することも必要だと考えられます。

MEMO :

このメールはオフィスタ・メルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。

この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/9:30～17:30（土・日曜日、祝日を除く）